

令和3年度第3回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和3年12月14日(火曜日)林野庁林政部会議室			
委員		前原一彦(公認会計士) 長谷部修(弁護士) 近田直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		令和3年7月1日～令和3年9月30日			
審議対象案件		50件	うち、1者応札案件 26件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件		
抽出案件		4件 (抽出率 8%)	うち、1者応札案件 1件 (抽出率 4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			工事希望型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	業務	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			標準型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	指名競争		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(企画競争・公募)		1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(その他)		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	(特記事項) ・抽出の4件については、落札率の高かった契約等を抽出した。				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)		
回答等 (詳細に記述すること。)					
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		□ □			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 〔抽出番号1：森林吸収源インベントリ情報整備事業（衛星画像等による土地利用変化状況調査）〕</p> <p>・予定価格に対して落札額が6割程度ですが、この差をどのように考えていますか。</p> <p>・支出の内訳で約半分を再委託の予定になっていますが、どのような内容になりますか。</p> <p>・人件費の内訳にアルバイト賃金の単価が記載されていますが、国あるいは省庁で何か基準はありますか。</p> <p>・入札事業者が2者しかいなかったですが、入札者が少なかった要因はありますか。</p> <p>〔抽出番号2：令和3年度途上国森林保全プロジェクト体制強化事業〕</p> <p>・1者応札になった理由はどのように考えていますか。</p>	<p>・明確な理由を把握してはませんが、この事業は1者応札が続いて、今回新たに参入した事業者が落札しましたので、競争原理が強く働いたのではないかと推察しています。</p> <p>・衛星画像等判読分析の重要な部分は落札事業者が行いますが、作業に先立ち、判読ツール（大量の画像を効率的に判読するためのシステム）の作成など、補助的な作業を再委託先で行っています。</p> <p>・林野庁としては単価の指定はしていません。受託事業者で決めています。</p> <p>・当該事業では過去からの推移をみるため、新しい画像だけではなく、過去の画像も遡るため、年々判読する画像の枚数が増え、更に専門性も高いため、入札者が少ないのではと考えています。</p> <p>・過去に類似事業への応札等を行ったことのある事業者を対象に入札後にアンケートを実施したところ、人員に余裕がなかったため入札しなかったとの回答を得ました。また、内容が極めて専門的なため、対</p>

・この事業では、二カ国間クレジット制度のパートナー国が17あり、そこで二国間でどのようなものができあがってくるのですか。

・落札率が100%近いですが、この高さはどのように考えていますか。

〔抽出番号3：令和3年度森林整備保全事業の費用対効果分析手法検討調査事業〕

・一般的に責任者の方が多くの時間を割いて行うイメージがありますが、人件費の内訳をみると、多くの方が少しずつ分担しているようです。仕事の内容はどのようなものでしょうか。

・費用対効果分析手法検討調査事業ということですので、会計的な視点はいらないのか。

応できる事業者が多くない分野ということも理由にあげられると思います。

・事業の成果物は、それぞれの国と協議するためのガイドラインのたたき台になります。ただし、協議は、すべてのパートナー国ではなく、準備が整っていて、国のニーズがあるところになり、4か国程度を考えております。

・予算の公表資料を参考に、入札者が積算した結果だと考えています。

・責任者が方針を決め、その指導のもと関係研究員に指示をしながら行っていると認識しています。また、この事業は水質浄化便益の改良や評価マニュアルの費用算定、林野公共事業の費用便益分析プログラムの見直し等、多岐にわたっていますので、効率的に事業を行うため、それぞれの専門の職員が分担して実施していると思います。

・森林林業に関しては事業の特殊性から直接金銭化することは難しいことから、これまでよりも現実事態にあったものに置き換えるようにしているところで、単年度で全部見直すことは難しいので時勢にあったテーマから実施、有識者を入れた検討委員会を設けて検討しています。

・森林整備保全という観点から色々な便益があると思いますが、水質浄化便益に限っている理由は何ですか。

〔抽出番号4：国民参加の森林づくり総合推進事業〕

・受託者にはOBが3名いますが林野庁の再就職歴はどのクラスの方でしょうか。

・直接経費の事業費と再委託はどのようなものですか。

・企画提案書を審査するときに事業者名がわかったうえで採点していますか？それとも事業者名を伏せていますか。OBがいる事業者を優遇する可能性はありませんか。

・今回、4者の応募がありましたが、その中からこの事業者を選んだ理由は何でしょうか。

その他

・水質浄化便益の手法については、他省庁がCVM調査を基にした評価に取り組んでいたため、林野庁でも検討を始めたものです。

・長官を務めた方が1名と、森林管理局長が2名です。

・事業費は、調査をするための専門家から意見聴取にかかる経費等で、再委託は調査票の発送、調査の集計業務、原稿起こし等になります。

・各事業者の事業の実施体制や管理体制、同種業務の経験・実績も審査の対象になっているので、事業者名を伏せて審査することは難しいと考えます。また、審査資料にはOBの有無についての記述はなく、審査者は予算執行職員として任命されており、仮にOBの有無により優遇した場合は責任を問われますので、優遇することはありません。

・具体的に各応募者の審査結果ですが、国民運動という観点からずれていたり、懇談会の専門家の人選が今回のテーマと関係のない方を選んでいるなどがあり、採択された事業者は、検討委員会を設けるという提案の中で、クラウドファンディングやボランティア等各分野のトップランナーの方を人選していた等全体的に判断し決定しました。

・委員会としての意見はなし。